

4月下旬

子育て応援特別手当の 申請書を送付します！

1 子育て応援特別手当とは

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮するため、今回限りの緊急措置として、子育て応援特別手当を支給します。

2 対象となる子ども

生年月日が、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子どもであって、第2子以降の子どもが対象となります。

※第2子の判定は、生年月日が、平成2年4月2日以後の子どもの中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証等の写しなどが必要となります。

3 手当の額

対象となる子ども1人あたり3万6千円を同居している世帯主に支給します。

4 申請の手続き

手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が、住所地の市町村に対して申請を行っていただくことが必要です（原則として、口座振込みとなります）。

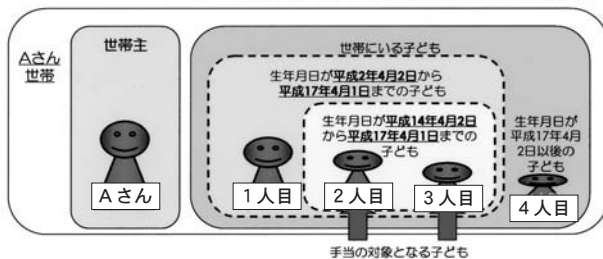
※申請期限は、申請書受付開始から6カ月となっております。対象となる方は忘れずに申請してください。

※申請の際には、ご本人確認をさせていただきますので、申請書に本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート、住基カード、外国人登録証明書等）の写しおよび振込口座の通帳の写しを添付し、同封の返信用封筒にて郵送してください。

◎上記のとおり子育て応援特別手当の申請手続きが必要となりますが、ご家庭によっては、様々なご事情があるかと思いますので、その他確認のための添付書類等をお願いする場合があります。何かご不明なことがございましたら申請前に下記までお問い合わせください。

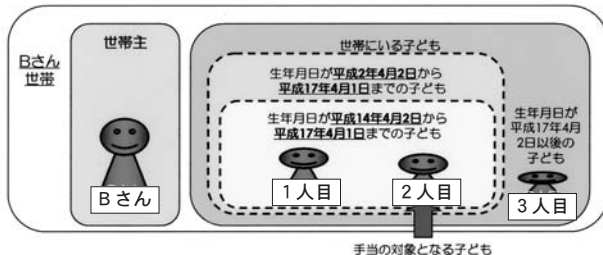
子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）

Aさん世帯の場合は、平成2年4月2日以後生まれの子が4人いますが、そのうち対象となる子は、2人となります。



Aさんへの子育て
応援特別手当
3.6万円×2人＝
7.2万円

Bさん世帯の場合は、平成2年4月2日以後生まれの子が3人いますが、そのうち対象となる子は、1人となります。



Bさんへの子育て
応援特別手当
3.6万円×1人＝
3.6万円

《問い合わせ先》 役場企画財政課 ☎ 286 - 3111

☆電話によるお問い合わせの際は「定額給付金のこと」または「子育て応援特別手当のこと」とお申し出ください。